

最低賃金の減額の特例許可申請について

～ 「軽易な業務に従事する者」(最低賃金法第7条第4号) ～

「軽易な業務に従事する者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 減額の特例許可の対象となる「軽易な業務」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる「軽易な業務」とは、業務の進行や能率についてほとんど規制を受けない物の片付け、清掃等の所属事業場の本来の業務に属さず、当該事業場に同種の労働者がほとんどいない例外的なものであり、当該労働者の従事する業務が、最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な業務のことです。

2 「常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務」について

常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者は、軽易な業務に従事する者に該当します。ただし、その業務が所属事業場の本来業務であったり、業務の進行や能率について規制を受けたり、精神的緊張が少なくない場合は、その業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な業務とはいえず、許可の対象とはなりませんので、御注意ください。

許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金額が適用されます。

3 減額率は、業務の負担の程度に応じ、職務の内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、比較対象労働者（2頁1参照）に対する業務の負担の程度に応じた率を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して定めることとなります。



厚生労働省

都道府県労働局 労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 比較対象労働者の選定

比較対象労働者（減額対象労働者と業務の負担の程度を比較する労働者）は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と異なる業務に従事していて、かつ、最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、業務の負担の程度が最も軽易な方を選定してください。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

減額対象労働者と比較対象労働者の業務の負担の程度を数量的に把握して比較し、減額できる率の上限となる数値を算出します。

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

比較対象労働者の業務の負担の程度を 100 分の 100 とした場合、減額対象労働者の業務の負担の程度が 100 分の 80 であるときは、減額できる率の上限は、20%となります。（ $100 - 80 = 20$ ）

小数点以下が生じた場合は、小数点第 3 位以下を切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記 2 の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

少数点以下が生じた場合は、少数点第 2 位以下を切り捨ててください。

また、総合的に勘案した結果であっても、上記 2 の数値を上回った減額率を定めることはできません。記 2 の例で、20%を上回る数値、例えば 30%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記 3 の減額率に対応した金額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください（金額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください。）

支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第 4 条第 3 項に規定する賃金は算入できないことに御注意ください。

減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都の地域別最低賃金（1,013 円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記 2）は 20%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を 15%と定めることにしました（上記 3）。

この場合、

- ・減額する額は、151 円となり、

- ・支払おうとする賃金の額は、 $1,013 \text{ 円} - 151 \text{ 円} = 862 \text{ 円}$

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

$1,013 \text{ 円} \times 0.15 = 151.95 \text{ 円}$ ですが、1 円未満の端数の四捨五入や切上げによって 152 円として

- ・減額をしてしまうと、減額率は 15%を超えてしまいますので、1 円未満の端数を切捨てにする必要があります。

※ 申請様式等は、厚生労働省 HP からダウンロードが可能です。

減額特例 様式

検索

「軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

「減額の特例許可を受けようとする労働者」 許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。 包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付してください。 「従事させようとする業務の種類」 減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。 「労働の態様」 始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください（<u>欄</u>が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。） 「減額の特例許可を必要とする理由等」 減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。	（ ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入してください。 「事業の種類」 日本標準産業分類の小分類により記入してください。 「事業場の名称」 法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「○○工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。 「事業場の所在地」 都道府県名から記入してください。	様式第4号(第4条関係) <table><tr><th>事業の種類</th><th>事業場の名称</th><th colspan="2">事業場の所在地</th></tr><tr><td>家具製造業</td><td>株式会社千代田家具</td><td colspan="2">東京都千代田区霞が関○○○○</td></tr><tr><td>減額の特例許可を受けようとする労働者</td><td>霞ヶ関 太郎 男 昭和40年8月10日生まれ</td><td>件 名</td><td>東京都最低賃金</td></tr><tr><td>従事させようとする業務の種類</td><td>簡単な用具を用いて行う工場内の清掃又は片付け等の業務</td><td>最低賃金額</td><td>1,013 円</td></tr><tr><td>⑦労働の態様</td><td></td><td>金 額</td><td>862 円以上</td></tr><tr><td>減額の特例許可を必要とする理由等</td><td>最低賃金額と同程度の賃金が支払われている者のうち業務の負担の程度が最も軽易な者と比べても、減額対象労働者が従事する業務内容はかなり軽易であるため。</td><td>減 額 率</td><td>1 5 %</td></tr><tr><td></td><td></td><td>理 由</td><td>他の労働者と業務の負担の程度を比較し、職務の成果等を勘案して別紙2（ ）のとおり減額率及び金額を定めた。</td></tr></table> 令和 2 年 9 月 1 日 東京 都道府県労働局長 殿 使用者 氏 名 職 代表取締役社長 千代田 太郎	事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地		家具製造業	株式会社千代田家具	東京都千代田区霞が関○○○○		減額の特例許可を受けようとする労働者	霞ヶ関 太郎 男 昭和40年8月10日生まれ	件 名	東京都最低賃金	従事させようとする業務の種類	簡単な用具を用いて行う工場内の清掃又は片付け等の業務	最低賃金額	1,013 円	⑦労働の態様		金 額	862 円以上	減額の特例許可を必要とする理由等	最低賃金額と同程度の賃金が支払われている者のうち業務の負担の程度が最も軽易な者と比べても、減額対象労働者が従事する業務内容はかなり軽易であるため。	減 額 率	1 5 %			理 由	他の労働者と業務の負担の程度を比較し、職務の成果等を勘案して別紙2（ ）のとおり減額率及び金額を定めた。	「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」 許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の適用があれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。 「金 額」 2 ページの 4 を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。 精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないください。 「減額率」 2 ページの 3 を参考にして定めた減額率を記入してください。 小数点以下が生じた場合には、小数点第 2 位以下を切捨ててください。 「理 由」 法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください（<u>欄</u>が足りない場合には、別紙に記入して添付してください。）
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地																													
家具製造業	株式会社千代田家具	東京都千代田区霞が関○○○○																													
減額の特例許可を受けようとする労働者	霞ヶ関 太郎 男 昭和40年8月10日生まれ	件 名	東京都最低賃金																												
従事させようとする業務の種類	簡単な用具を用いて行う工場内の清掃又は片付け等の業務	最低賃金額	1,013 円																												
⑦労働の態様		金 額	862 円以上																												
減額の特例許可を必要とする理由等	最低賃金額と同程度の賃金が支払われている者のうち業務の負担の程度が最も軽易な者と比べても、減額対象労働者が従事する業務内容はかなり軽易であるため。	減 額 率	1 5 %																												
		理 由	他の労働者と業務の負担の程度を比較し、職務の成果等を勘案して別紙2（ ）のとおり減額率及び金額を定めた。																												
	「都道府県労働局長」 事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に 2 部提出してください。 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に 2 部提出してください。 「使用者」 法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名または署名してください。 この申請に関して、権限のない者が、他人の氏名を使用した場合や無断で内容を改変した場合等は、法違反に問われる場合があります。																														

様式第4号(第4条関係)

軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()				
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地		
減額の特例許可を受けようとする労働者		減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	
従事させようとする業務の種類			最低賃金額	円
労働の態様			金額	円以上
減額の特例許可を必要とする理由等		支払おうとする賃金	減額率	%
令和 年 月 日 職 氏名				
労働局長 殿 使用者 氏名				

注意

- 1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
- 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること)。
- 7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。